

令和4年11月14日(月)
香川県鳥インフルエンザ対策本部
畜産課 矢野(内 3824)・坂下(内 3825)
直通 087-832-3427・087-832-3429

プレスリリース No. 10

高病原性鳥インフルエンザに係る清浄性確認検査の実施について

11月1日に観音寺市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置が完了(11月4日)したことから、移動制限区域内の養鶏場において本病の新たな発生が無いかを確認する清浄性確認検査を実施します。

1 清浄性確認検査の概要

(1) 対象養鶏場

発生養鶏場の移動制限区域内(発生養鶏場から半径3km以内)の養鶏場(21養鶏場:飼養羽数合計約688,000羽)

(2) 検査期間

令和4年11月15日(火曜日)から令和4年11月19日(土曜日)の予定

(3) 検査内容

臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査

臨床検査:家畜防疫員が目視で鶏の健康状態を検査

血清抗体検査:血液中の鳥インフルエンザウイルスに対する抗体の存在を検査

ウイルス分離検査:鶏の気管等の鳥インフルエンザウイルスの存在を検査

(4) 検査結果

検査結果は令和4年11月19日(土曜日)に判明予定です。

(5) 検査後の予定

清浄性確認検査の陰性が確認されると、11月20日(日曜日)午前0時(11月19日(土曜日)24時)をもって、発生養鶏場から半径3kmから10kmの区域に設定している搬出制限区域を解除する予定です。

2 その他

(1) 日本の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられます。

(2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。